現場代理人の常駐義務緩和措置について

平成23年11月8日小野町総務課

小野町発注工事では、小野町工事請負契約約款第10条第2項に基づいて、現場代理人が工事現場へ常駐することを義務付けているが、下記の条件に該当する工事に限り、現場代理人の常駐義務を緩和し、他工事との兼務を認めることとする。

記

1 対象工事等

以下のすべての条件を満たす工事間で、現場代理人の兼務を認めることとする。

- (1) それぞれの工事の契約金額が、2,500万円未満であること。
- (2) 兼務する工事はすべて町が発注する工事であること。
- (3) 兼務している期間中は、必ずいずれかの工事現場に常駐できること。
- (4) 現場代理人を兼務する場合、現場代理人が不在となる工事現場の運営及び安全管理 等を行う連絡員を滞在させること。

2 兼務できる工事件数

兼務できる工事件数は3件までとする。

3 緩和措置期間

この運用は平成25年3月31日までの臨時的措置とします。

4 手続き

現場代理人を兼務する場合は、契約時に提出する「現場代理人・主任(監理)技術者 通知書」と同時に現場代理人兼務申請書を提出すること。

5 その他

- (1) 上記要件を満たしていても、現場の施工管理上、発注者が兼務を認めない場合もある。
- (2) 安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに兼務を取り消し、新たに現場代理人を配置すること。
- (3) 現場代理人は、1日に1回以上は兼務する全ての工事現場に駐在し、現場管理に当たること。

6 適用日

平成23年11月8日以降に、入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。